

会員薬局各位

下記の通り、福岡県薬剤師会より届きましたのでお知らせ致します。

R5年5月2日 一般社団法人 宗像薬剤師会

各地区薬剤師会会長殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事竹野将行

**令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症治療薬の保険調剤  
について（公費支援措置の対象となる保険処方箋の取り扱い）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが5類に変更され、新型コロナウイルス感染症治療薬が投与された場合には、同9月末までの間、薬剤費の全額を公費支援とすることは令和5年3月29日付け4福薬業発第631号にてお知らせしたところですが、医療機関側では公費支援措置の対象となる診療報酬点数項目がないことから、必ずしも保険処方箋の「公費負担者番号」欄等に該当番号（28）が記載されるわけではないとのことです。

保険薬局において当該治療薬の投与に係る処方箋を受け付けた場合は、該当公費負担者番号等の記載の有無に関わらず今般の公費支援措置の対象患者として取り扱い、一部負担金の計算やレセプト請求において誤りが生じないように対応いただきますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。